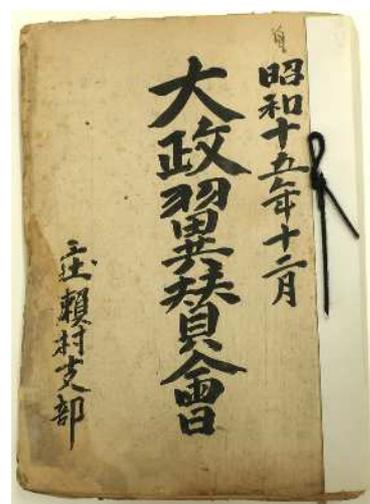


戦時体制の進行と生活の統制①

■大政翼賛会

日中戦争に国民を動員するために実施された国民精神総動員が始まると、昭和12（1937）年8月24日、政府は「国民精神総動員実施要綱」を決定し、この要綱に基づき、新潟県は、各市町村や学校に指示を出しました。これを受けて各市町村は、個別に通知を出し、生活の細部にわたる規制を強めていきました。しかし、すぐには浸透しなかったようで、昭和15（1940）年10月12日、政府は新体制運動推進の名のもとに大政翼賛会を設立します。

大政翼賛会は全国に支部がつくられ、その長には、知事や市町村長が就任しました。後に、大日本産業報国会、大日本婦人会、部落会、町内会、隣組などが指揮下に入り、大政翼賛会と行政組織が一体となった翼賛体制に移行します。庄瀬村支部（現新潟市南区）の「大政翼賛会」の簿冊には昭和15年から昭和18（1943）年までの新潟県支部からの通知が綴られており、生活を規制する様々な指示が出されていたことが分かります。



大政翼賛会 庄瀬村支部
（当館蔵）

■町内会・部落会と常会

昭和15年、政府は「部落会町内会整備要綱」を定め、町に町内会、村に部落会をつくり、その下に隣組を置くことを決めました。また、それぞれの組織で住民が参加する常会を開催するよう指示しました。隣組は1組10世帯程度で構成され、常会と回覧板を通じて日々の生活に密接に関わることになりました。後に、大政翼賛会の傘下に組織され、行政の末端組織として機能するようになります。毎月、開かれる常会の議題は、県・市町村、翼賛会からの指示・命令が主になり、隣組は町内会や部落会に割り当てられた供出、配給、強制貯金などの単位となっていきます。